

磐田市立向陽中学校PTA会則（案）

第1章 総 則

第1条 この会は磐田市立向陽中学校PTAという。

第2条 この会の事務局は向陽中学校におく。

第3条 この会に3地区17支部をおく。

支部の増減は、運営委員会できめる。

大藤地区 (1区)(2区)(3区, 4区)(5区, 大藤団地)
(6区、市営)(7区, 8区)(9区)(10区)
(11区, 12区, 13区)

向笠地区 (岩井原)(岩井、篠原、向笠西)(西原)(竹之内)
(竹ノ内原)(新屋、笠梅)(新屋原, 笠梅原)

岩田地区 (寺谷新田・垵上・垵下, 匂坂上・中上・中下・新・上原)

第2章 目 的

第4条 この会の目的は次のとおりである。

- 1 学校、家庭、社会の協力により生徒の健全な心身の育成と安全指導に努める。
- 2 会員相互の親睦をはかり、教養を高め、地域社会の発展に努める。
- 3 学校教育の発展のために協力する。

第3章 方 針

第5条 この会の運営方針は次のとおりである。

- 1 この会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 2 この会は生徒の指導や福祉のために活動する他の社会的団体と協力する。
- 3 この会は特定の政党や宗教に偏らず、営利を目的とする活動をしない。

第4章 会 員

第6条 この会の会員構成は次のとおりである。

- 1 向陽中学校の生徒の保護者と教職員及び学区内に居住し本会の趣旨に賛同する者。
- 2 本会の会員は市、県、国のPTA連絡協議会の会員となる。

第5章 役員

第7条 この会は次の役員をおく。

- 1 会長 1名

- 2 副会長 3名（うち1名は教頭とする）
ただし磐田市PTA連絡協議会の役員に当たる年は副会長を4名にできる。
- 3 会計監査 1名（副会長（男性）が会計監査を兼任する）
- 4 会計 1名（PTA担当教職員）
- 5 書記 2名（PTA担当教職員）
- 6 顧問 1名（校長）

第9条 役員の任期は1年とし再任をさまたげない。

第10条 役員及び事務局職員の役割は次のとおりである。

- 1 会長はこの会を代表し会議を召集するとともに会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長不在の時はその職務を代行する。
- 3 会計監査は年度会計を監査し総会で報告する。
- 4 会計は正確な金銭出納を行い会計監査を経て総会で報告する。
- 5 書記は諸帳簿を作製保管し会の運営を記録する。
- 6 顧問はPTA全体の円滑な運営を支援する。

第11条 役員の選出方法は次のとおりである。

- 1 会長は前年度の副会長（男性）から選出する。
- 2 副会長（男性・女性）は選考委員会にて選出する。
- 3 会計監査は副会長（男性）が兼任で担当する。
- 4 会計は顧問が教職員から選出する。
- 5 書記は顧問が教職員から選出する。
- 6 顧問は校長が担当する。

第6章 会 議

第12条 この会の会議は次のとおりである。

総会は年1回開催する。ただし必要に応じ臨時に開催することができる。

第13条 総会はこの会の最高決議機関であって、その機能は次のとおりである。

- 1 前年度 活動報告と承認
- 2 前年度 決算報告、会計監査報告と承認
- 3 新年度 PTA組織の承認
- 4 新年度 活動方針および計画の承認
- 5 新年度 予算の承認
- 6 会則の改定承認
- 7 その他重要事項の審議決定

第14条 この会は次の委員会をおく。その構成、選出方法、役割は次のとおりである。なお、役員、学年委員、支部委員は会計監査を除き相互に兼務しないことを原則とする。また、同一家庭からの選出も行わないことを原則とする。

1 学年委員会

各学級より1名選出し、構成する。選出方法は立候補、推薦によって決定

し、学年ごとの課題の集約と保健、教育に関する会議に参加する。

2 支部委員会

各支部から1名選出し、構成する。選出方法は各支部に一任し、各地区、支部ごとの課題の集約と資源回収の取りまとめを行う。

3 運営委員会

会長，副会長（男性、女性），書記，顧問で構成し，PTA の活動計画と運営を行う。

4 選考委員会

副会長（女性）で構成し、次期副会長選出の立候補、推薦の開票を行う。

5 特別委員会

PTA 会員が自発的または一時的な活動を実行する際に、運営委員会で企画を承認することで当該年度の期間、組織を構成し活動することができる。

第15条 会議は構成員の3分の2以上の出席で成立し，その過半数の賛成で議決する。

第7章 経 理

第16条 この会の経理は会費その他による。

第17条 会費は毎年総会においてきめる。

第19条 特別な事情のある者は第17条の納入を免除できる。

第20条 この会の会計年度は毎年4月1日にはじまり，翌年3月31日におわる。

第8章 付 則

第21条 この会に次の帳簿を備える。

1 会員名簿 2 会則 3 役員，委員名簿 4 会誌 5 会議録
6 予算，決算書 7 会計簿 8 領収書綴 9 文書綴

第23条 本会則は昭和41年 4月1日より実施する。

改正	昭和44年	4月22日	改正	平成 4年	4月14日
改正	昭和46年	4月26日	改正	平成 5年	4月18日
改正	昭和48年	4月24日	改正	平成 8年	4月17日
改正	昭和53年	4月14日	改正	平成17年11月	1日
改正	昭和56年	4月16日	改正	平成23年	4月19日
改正	昭和58年	4月18日	改正	平成31年	4月26日
			改正	令和 4年	4月 1日

向陽中学校PTA慶弔規定

本会に次のとおり慶弔規定を定める。

- 1 会長、副会長退任の場合は記念品を贈る。
- 2 弔事の場合は以下に定める。
 - (1) 会員並びに生徒死亡の場合は代表者が会葬し香料10,000円を供える。
 - (2) 会員並びに生徒の初盆の場合は代表者が参列し供物料2,000円を供える。
- 3 以下の場合は運営委員会にて協議し決定する。
 - (1) 役員、教職員、生徒等の長期にわたる病気あるいは不慮の事故
 - (2) 学校関係者の死亡
 - (3) その他役員が必要と判断した場合

施行	平成17年	4月	1日
改正	令和2年	4月24日	
改正	令和4年	4月	1日